

**ENEOS**でんき

# 蓄電池制御特約 契約約款

---

2026年2月3日 実施

**ENEOS Power**株式会社



## 1 概 要

この蓄電池制御特約契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社が提供する、蓄電池の遠隔制御に関する契約（以下「制御契約」といいます。）の内容および適用条件等を定めたものです。なお、この約款に基づく制御契約は2（定義）に定める需給契約に付帯するものであり、また、この約款の適用を受けるお客さまには、当社の承諾を前提として、この約款に加えて、2（定義）に定める逆潮流契約も自動的に適用されるものといたします。

## 2 定 義

次の用語は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。そのほか、当社が定める「ENEOS でんき約款」（以下「電気約款」といいます。）に定義される用語は、この約款においても同様の意味で使用いたします。

### (1) 需 給 契 約

電気約款に基づく電気需給契約をいいます。

### (2) 対 象 プ ラ ン

需給契約のうち、別表に定める契約種別をいいます。

### (3) 逆 潮 流 契 約

当社が定める「蓄電池逆潮流特約契約約款」に基づく蓄電池の逆潮流に関する契約をいいます。

### (4) 需 給 調 整 市 場

一般社団法人電力需給調整力取引所が運営する需給調整市場をいいます。

### (5) 容 量 市 場

電力広域的運営推進機関が運営する容量市場をいいます。

### (6) 太 陽 光 発 電 設 備

お客さまの需要場所に設置された太陽光発電設備をいいます。

### (7) 運 転 デ ー タ

太陽光発電設備および蓄電池の型式、発電電力量、需要電力量、受電電力量、充電電力量、放電電力量、売電電力量等その他太陽光発電設備および蓄電池に関する情報をいいます。

(8) 非常用電力

7(非常用電力)において定める、お客さまが使用できる電力をいいます。

(9) 解列

一般送配電事業者が維持および運用する電力系統から、蓄電池を切り離すことをいいます。

(10) 自立運転

解列された状態において、太陽光発電設備により発電された電気をお客さまの需要場所内の負荷設備に供給している状態をいいます。

(11) 環境価値

次の各号を総称していいます。なお、当該環境価値を審査、認定する第三者機関を「環境価値審査機関」といいます。

イ エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随するすべての環境価値

ロ 省エネルギー機器の導入や森林経営等の取り組みによる、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、クレジットとして日本国が認証する制度に基づいて認証された環境価値

### 3 契約の成立

(1) 制御契約は、お客さまが6(適用条件)の各項に定める条件をすべて満たしていると当社が判断し、お客さまの制御契約の申込みを当社が承諾した日(以下「適用開始日」といいます。)に成立いたします。

(2) 当社は、当社所定の審査に基づき当社の裁量で、お客さまの制御契約への申込みを承諾しないことがあります。なお、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものといたします。

## 4 契約の内容

- (1) 制御契約は、お客さまが、蓄電池の製造者等（以下「メーカー」といいます。）、販売事業者もしくは住宅メーカー等（以下総称して「販売者」といいます。）からの購入、または蓄電池を所有する者（以下「賃貸者」といいます。）とのリース契約その他当社が認めた方法（以下「購入・リース等」といいます。）によって、お客さまの需要場所に設置する蓄電池およびそれに付随する設備（以下総称して「蓄電池」といいます。）を対象に、この約款に基づいて当社が充放電および待機運転等の動作の遠隔制御（以下「本件制御」といいます。）を行うことを内容とするものです。お客さまは、制御契約の締結をもって、この約款に定める条件に従い、当社の判断による本件制御を許諾するものとします。
- (2) 当社は、国・地方自治体（経済産業省その他の官公庁および各年度の「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業等の執行団体を含みます。）、電力広域的運営推進機関もしくは一般送配電事業者による要請に基づき、または電力の需給ひっ迫状況、需給調整市場等における調整力の調達状況、容量市場等が定める発動指令、お客さまの電力需要状況その他の状況等を考慮して、当社の任意の判断に基づき、当社が任意で定める日付および時間帯に、本件制御により、蓄電池の充放電および待機運転等の動作を遠隔で設定することがあります。また、このとき、蓄電池から電力系統へ電力を逆潮流放電させることがあります。
- (3) 当社は、本件制御の実施にあたり、システムの開発および運営等を行う第三者（以下「サードベンダー」といいます。）またはメーカーが提供する蓄電池制御サービス（以下「制御サービス」といいます。）を利用することがあります。

## 5 適用期間

制御契約の適用期間は、適用開始日から需給契約の契約期間満了日までといたします。ただし、10（解約等）により制御契約を解約する場合は、原則とし

て10（解約等）(5)に定める解約日までといたします。

## 6 適用条件

制御契約の適用条件は、以下のとおりといたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 日本国内に住所がある個人または日本国内において事業活動を営んでいる法人もしくは個人事業主であること。
- (2) 当社と需給契約を締結したうえで、別表に定める対象プランを契約して電気の供給を受けていること。
- (3) 当社が定める「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」に基づく電力買取契約（以下「買取契約」といいます。）を当社と締結していること。
- (4) 購入・リース等に基づいて、お客さまの需要場所に当社が指定する蓄電池が設置されていること。
- (5) 蓄電池がインターネットに接続され、本件制御を受けられる状態を保持すること。
- (6) 本件制御を行うにあたって、お客さまに制御サービスへご加入いただく必要がある場合、制御サービスへご加入していること。
- (7) J-クレジット制度の本件制御に係る排出削減事業以外の排出削減事業、および他の類似制度に参加しておらず、契約期間中も参加しないこと。

## 7 非常用電力

一般送配電事業者が、当社の販売する電力の使用を中止または制限した場合、お客さまは自らが自立運転に必要な措置を講じたうえで、蓄電池から供給される電力（以下「非常用電力」といいます。）を使用することができます。ただし、本件制御に伴う蓄電池の運転状況等によっては、非常用電力を使用できない場合があることについて、お客さまは、あらかじめ承諾するものといたします。

## 8 承諾事項

(1) お客さまは、次の各号に定める事項について、当社が実施することを承諾したものとみなします。

イ 本件制御の提供や終了に伴い必要となる現地調査・蓄電池の設定等のために、当社または当社の指定する者がお客さまの需要場所へ立ち入る場合があること。また、お客さまはこれに協力すること。

ロ 当社が蓄電池の制御および設定に係る情報の提供を求めたときは、お客さまは、これに協力し、必要な情報を提供すること。

ハ 当社が、本件制御によって蓄電池から逆潮流放電した電力（逆潮流電力）を容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において需要抑制や周波数調整等の用途に活用すること、および当該活用にあたって蓄電池を各種電力市場に電源として登録すること。

ニ 太陽光発電設備および蓄電池から発電、放電された電力を需要場所で使用することによって創出される環境価値、および逆潮流電力に付帯する環境価値の権利について、現在かつ将来にわたって当社に帰属することに同意すること。ただし、国または地方自治体等による補助金等の受領の要件として、環境価値を当社以外への帰属させることが求められている場合、当社が、当該補助金等の要件の求める環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡すること。

ホ 当社が制御サービスを介して蓄電池の運転データを取得すること。

ヘ 本件制御を行う日付および時間帯を、当社が任意の判断によって定めること。

ト 本件制御にあたり、蓄電池の充放電および待機運転等の動作設定を当社が行うこと。

チ 本件制御により、蓄電池にあらかじめ設定されている運転計画や独自の制御と異なる運転になる場合があること。また、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないこと。

(2) お客さまは、次の各号に定める費用について、お客さま自身が負担することを承諾し、当社に対し、これら費用の支払請求その他一切の請求を行

わないものとしします。

イ 蓄電池のインターネット接続に必要な通信料およびインターネット接続料

ロ 本件制御の提供に際し、一般送配電事業者による分電盤内のサービスブレーカーの撤去工事が必要となる場合、当該工事に関する費用

ハ 本件制御の実施により、需要場所の需給契約に基づくお客さまによる当社からの電気の購入が生じる場合、当該購入に関する電気料金その他の費用

(3) お客さまは、蓄電池の維持管理について、次の各号に定める事項を遵守するものとしします。

イ 制御契約の期間中、お客さまは、蓄電池の維持管理を、善良な管理者の注意によって行うこと。

ロ お客さまは、当社の事前の承諾なく、蓄電池を撤去および改造するなど、その現状（設置場所、用途等を含みます。）を変更する行為や本件制御の実施に支障をきたす行為を行わないこと。

ハ その他、お客さまは、当社の事前の承諾なく、蓄電池の取扱説明書等で禁止されている行為を行わないこと。

## 9 禁止事項

お客さまは、以下の行為をしてはならず、かつ第三者をして以下の行為を行わせないものとしします。

(1) 制御サービスまたはネットワーク等への不正アクセスを試みる行為

(2) 制御サービスその他ソフトウェア等をリバースエンジニアリング等により解析する行為

(3) 本件制御を通じて利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

(4) この約款に違反する行為や犯罪行為

(5) その他、当社が不適切と判断した行為

## 10 解 約 等

(1) 転居等、お客さまの都合により制御契約を解約する場合、お客さまは、解約を希望される日を定めてあらかじめ当社に通知いただくことで、制御契約の解約手続を行うものいたします。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はただちに制御契約を解約できるものいたします。

イ 当社への事前の通知なく、6（適用条件）のいずれかを満たさなくなった場合で、かつ、当社が書面または電子メール等により当該事実および是正すべき事項を通知したにも関わらず、当該通知の日から1カ月以内（やむを得ない事情がある場合は当社が別途合理的に指定する期間）に当該是正が行われない場合

ロ 9（禁止事項）に違反している場合

ハ 制御契約の履行に関し、お客さまに著しい不正または不誠実な行為が認められた場合

ニ 故意または重大な過失によりお客さまが当社またはメーカー、販売者、賃貸者、サードベンダー等へ損害を与えた場合

ホ 原因の如何を問わず、別表に定める対象プランによる需給契約、買取契約または逆潮流契約が終了した場合

ヘ お客さまの需要場所に設置された当社の指定する蓄電池を故障・撤去等により利用を終了した場合

ト その他、お客さまの責に帰すべき事由により、制御契約の履行が困難と当社が判断した場合

(3) 当社は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令、条例、規則等の制定または改廃等の事由により、制御契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断したときは、お客さまとの制御契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3カ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。

(4) 当社は、法令・制度の変更、この約款に関して当社に生ずるコストの変

動その他の事業環境の変化により、逆潮流契約の継続が困難と判断したときは、お客さまとの逆潮流契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3カ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。

- (5) 制御契約を解約する場合、当社は本件制御の解除に係る制御システム上の手続を原則として1カ月以内に実施し、当該手続が完了した日をもって解約日といたします。当該手続が完了するまでの間は、5（適用期間）に定める適用期間に拘わらず本件制御が行われる場合があることを、お客さまはあらかじめ承諾します。
- (6) 制御契約を解約した場合、逆潮流契約も自動的に解約されることを、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

## 11 制御契約の履行中止

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、制御契約の履行を中止する場合があります。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害または損失について一切その責任を負わないものいたします。

- (1) 天災地変、戦争、法令、条例、規則等の制定または改廃、その他当社の責めによらない事由の発生によりこの契約の全部または一部の履行が困難となった場合
- (2) 太陽光発電設備、蓄電池その他お客さまの需要場所における設備に異状、故障等が発生した場合
- (3) 一般送配電事業者の供給設備等において保守、工事などのメンテナンスを行う場合
- (4) 制御サービスのシステムまたはネットワーク等のメンテナンスを行う場合または障害が発生した場合
- (5) 法令、条例、規則等に基づく行政機関からの命令、勧告等に基づいて中止する必要がある場合
- (6) この約款の定めにお客さまが違反している場合

- (7) その他、運用上または技術上の都合により中止が必要と当社が判断した場合

## 12 損害賠償

制御契約の履行等にあたって、お客さまが当社または第三者（メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダーを含みます。）に対し、お客さまの責めとなる理由により損害を与えたときは、お客さまは賠償の責めを負うものといたします。

## 13 免責事項

- (1) 本件制御に関連するシステムのセキュリティリスクについて、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、当該対策に瑕疵が完全でないことを保証するものではありません。
- (2) 当社がお客さまや第三者の受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、直接かつ現実に発生した損害に限るものといたします（逸失利益、間接損害、特別損害、二次的損害等に対しては賠償責任を負いません。）。
- (3) 当社は、この約款に明示的に定める場合を除き、第三者（メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダーを含みます。）がお客さまに販売・リース等した蓄電池に関する不具合や不備等について契約不適合責任その他一切の責任を負いません。
- (4) 蓄電池に関して、当社による製品保証は行いません。
- (5) 当社は、この約款の適用にあたってお客さまが需給契約の対象プランを変更した場合（他社の契約から当社との需給契約に変更した場合を含みます。）における不利益（光熱費の増減、以前の他社の契約に再申込できないこと等）について一切の責任を負いません。
- (6) 本件制御の提供開始日が遅延した場合で、それが当社の責めとならない

理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (7) 当社は、本件制御により、需要場所の需給契約における電気料金が増額する場合について補償の責めを負いません。

#### 14 お客さまに係る個人情報の利用

- (1) 当社が個人情報を以下のとおりに共同利用することを、お客さまはあらかじめ承諾します。

##### イ 共同利用する者の範囲

ENEOS グループ、一般送配電事業者、メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダーおよび環境価値認定機関、一般社団法人電力需給調整力取引所、電力広域的運営推進機関（以下総称して「関係会社等」といいます。）

##### ロ 共同利用の目的

- (イ) 本件制御の実施のため
- (ロ) その他制御契約の履行のため
- (ハ) 各種市場への電源登録等のため

##### ハ 前項に定める利用目的で共同利用する個人情報

- (イ) 基本情報：氏名、住所、電話番号および需給契約の契約番号
- (ロ) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法、発電設備に係る図面等（環境価値認定機関が提出を定める情報）
- (ハ) 蓄電池に関する情報：運転データ

##### ニ 共同利用の管理責任者

- (イ) 基本情報：当社
- (ロ) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者、環境価値審査機関、一般社団法人電力需給調整力取引

所、電力広域的運営推進機関

(ハ)蓄電池に関する情報：メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダー、環境価値審査機関

#### ホ 共同利用の範囲

当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての関係会社等との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

(2) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について、電気約款およびENEOS でんきに関する「個人情報の取扱いについて」ならびに当社のプライバシーポリシーに定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

## 15 約款の変更

法令・制度の変更、この約款に関して当社に生ずるコストの変動その他の事情により、この約款を変更する必要があるときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、電気約款 2. の定めを準用し、制御契約の内容および適用条件は、変更後のこの約款によります。

なお、この約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、電気約款 2. の定めを準用いたします。

## 16 その他

(1) この約款に定めのない事項については、電気約款に定めるところによります。

(2) この約款および電気約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものとした

します。

附 則（実施期日）

この約款は、2026年2月3日から実施いたします。

別表（対象プラン）

エ リ ア	対象となる契約種別
関 東	東京自家消費応援プラン